

各労働災害防止等団体長 殿

宇都宮労働基準監督署長

労働災害急増に対する緊急要請

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より労働災害防止及び労働基準行政の運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

宇都宮労働基準監督署では、安全文化の構築を目指し、平成 26 年度から「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動」を展開し、本年度においては、この運動の取組として「STOP! 労働災害 2024」を推進しているところですが、令和 3 年以降、全産業におけるコロナ疾患を除く休業 4 日以上労働災害による死傷者数（以下「死傷者数」という。）は年間 600 人を超えており、平成 9 年以前の水準まで逆戻りしている状況です。

こうした状況の中、本年の死傷者数は 6 月末現在で 274 人となり、前年同期より 35 人の大幅増加、かつ、平成 10 年以降で最多となる非常事態とも言うべき状況となっております。加えて、7 月は猛暑等による熱中症の労働災害の報告が後を絶たない状況が続いています。

このため、当署におきましては、下記 1 の「労働災害増加要因」を踏まえ、下記 2 の『重点的に取り組むべき対策』の取組について指導、推進を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、労働災害増加要因を踏まえた『重点的に取り組むべき対策』の取組について、会員事業場に対する周知・指導に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 労働災害増加要因

- (1) 「転倒」、「動作の反動・無理な動作（腰痛、捻挫など）」及び「墜落・転落」といった作業行動に起因する災害（行動災害）が長期的に大幅増加
- (2) 在来型災害が長期的に減少してないこと
- (3) 30 歳代以下で経験 3 年未満の未熟練労働者の災害が増加
- (4) 60 歳代労働者の災害が増加
- (5) 本年 7 月、熱中症の労働災害報告が後を絶たない

2 重点的に取り組むべき対策

- (1) 経営トップ自らが「安全第一」を宣言し、かつ、その姿勢と行動を示す

- (2) 作業行動に起因する「転倒」災害及び「墜落・転落」災害の防止対策
- (3) 「動作の反動・無理な動作（腰痛、捻挫など）」災害の防止対策
- (4) 在来型災害の防止対策（業種特性に対応した災害防止対策）
- (5) 30歳代以下の未熟練労働者災害の防止対策
- (6) 高年齢労働者災害の防止対策
- (7) 熱中症予防対策
- (※) 上記(2)～(7)の各対策の具体的取組等は別紙をご参照ください。

1 作業行動に起因する「転倒」災害及び「墜落・転落」災害の防止対策

《重点対象業種》 全業種

「転倒」災害は筋力等が低下する50歳以上の高年齢労働者に多く、何もないところで躓いて転倒する、バランスを崩して転倒するなどの災害が発生しています。また、転倒時の負傷の重症化は骨密度の低い女性労働者に多くなっています。

「墜落・転落」災害は梯子や脚立の使用時に、転倒災害と同じ要因のバランスを崩して墜落又は転落する災害が増加しています。

何もないところで躓く、バランスを崩すなどによる「転倒」災害や「墜落・転落」災害を防止するためにはハード面の対策に加えて、ソフト面の対策に取り組むことが重要です。

右記の①「転倒災害防止」、②「ころばNice(ないっす)とちぎ」及び③「梯子や脚立からの墜落・転落防止」を活用してソフト面の対策に取り組みましょう。

なお、高年齢労働者災害を防止する観点からは、右記の⑩「エイジフレンドリーガイドライン」も活用して効果的な対策に取り組みましょう。

2 作業行動に起因する「動作の反動・無理な動作(腰痛、捻挫など)」災害の防止対策

《重点対象業務》 看護業務、介護業務、その他重量物を取扱う業務

「動作の反動、無理な動作」災害とは、腰痛や捻挫などの負傷をいいます。その被災状況は年齢や性別に大きな差はありません。

- (1) 「腰痛」災害は、身体が十分に解(ほぐ)れてない状態で腰部に負担がかかる動作をした際に被災するケースが多く、休み明けの午前中に多く発生しています。

作業開始前の準備運動、ストレッチなどに取り組みましょう。

また、右記の④「腰痛予防事例集」を活用して、腰部に負担のかからない作業方法を導入しましょう。

- (2) 「捻挫等」の災害は整理整頓されていない作業環境や、階段や昇降設備を使用しないで飛び降りる、足元をよく確認しないなどの不用意な行動で多く発生しています。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動に取り組み、職場の整理・整頓・清掃・清潔に取り組みましょう。

また、不用意な行動は‘あわてる’‘あせる’‘あなどる’ことが原因となります。右記の⑤「Aない声かけ運動！」で‘あわてず’‘あせらず’‘あなどらず’に取り組みましょう。

3 在来型災害の防止(業種特性に対応した災害防止対策)

- (1) 「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止対策

《重点対象業種》 製造業

機械の掃除、給油、検査、修理又は調整(以下「掃除等」という。)の作業は、機械の運転を停止させてから行わなければなりません。また、作業員が掃除等の作業を行っているときには、当該機械の起動装置に錠をかける、起動装置に「点検中のため運転禁止」を表示するなど、他の作業員が当該機械を運転させることがないようにする措置を講じなければなりません。

しかしながら、機械の運転中に、切屑、目詰まりなどを除去しようと、思わず手を出してしまうなどの誤った作業方法で負傷する、機械による「挟まれ・巻き込まれ」災害が未だ多く発生しています。こうした「挟まれ・巻き込まれ」災害は後遺症を残す怪我になりやすく、最悪は死亡災害にもつながります。

右記の⑥「STOP! はさまれ・巻き込まれ災害」に取り組みましょう。

- (2) 「建設三大」災害の防止対策

《重点対象業種》 建設業

○STOP!労働災害



①転倒災害防止



②ころばNice(ないっす)とちぎ



③梯子や脚立からの墜落・転落防止



④腰痛予防事例集



⑤Aない声かけ運動!



⑥STOP! はさまれ・巻き込まれ災害



建設三大災害と言われる「墜落・転落」災害、「建設重機」災害、「倒壊・倒壊」災害は、ひとたび発生すると、死亡災害につながるおそれの大きい災害です。また、一度に複数の死亡者(犠牲者)を出す災害に発展するおそれのある災害です。

右記の⑦「STOP! 建設三大災害」に取り組みましょう。

(3) 「荷役作業」災害の防止対策

《重点対象業種》 道路貨物運送業

陸上貨物運送業の労働災害は、約3分の2が荷役作業中に発生しています。

このため、トラックの荷の積み卸し作業時の昇降設備の設置義務及び保護防着用義務が最大積載量5トン以上から2トン以上に改正され、テールゲートリフターを使用させる労働者に対して特別教育が義務化されるなど、トラックの荷役作業時の安全対策が強化されました。

右記の⑧「トラック荷役作業時の安全対策強化」を遵守するとともに、右記の⑨「荷役作業の安全確保」に取り組みましょう。

⑦STOP! 建設三大災害



⑧トラック荷役作業時の安全対策強化



⑨荷役作業の安全確保



⑩外国語安全衛生教育マニュアル



⑪エイジフレンドリーガイドライン



⑫STOP! 熱中症



4 30歳代以下の未熟練労働者災害の防止対策

《重点対象業種》 製造業、陸上貨物運送業、商業

人手不足の対応やコロナ禍以降の持ち直しなどへの対応のため、正規社員、パートタイム労働者、外国人労働者の新規採用や派遣労働者の新規受入れが増え、その一方で、30歳代以下で経験年数3年未満の未熟練労働者の労働災害が増加しています。

雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育を確実に実施し、教育実施後は遵守状況を確認するなど、その理解度を確認の上、必要に応じて再教育を実施するなどに取り組みましょう。

また、外国人労働者に対する安全衛生教育は、必要に応じて右記の⑩「外国語安全衛生教育マニュアル」を活用するなど、母国語によるわかりやすい安全衛生教育に取り組みましょう。

5 高齢労働者災害の防止対策

《重点対象業種》 全業種

50歳以上の高齢労働者の労働災害は、急速に進む少子高齢化社会を背景として長期的に増加し、今後ますます増加が懸念される災害です。

高齢労働者災害の防止のためには、管理者に高齢労働者の身体機能の低下による労働災害リスクを理解させ、労働者自身も身体機能の低下による労働災害リスクを理解することが必要です。

右記の⑪「フレンドリーガイドライン」を活用して、高齢労働者の特性に応じた対策に取り組みましょう。

6 熱中症予防対策

《重点対象業務》 暑熱の環境下の屋外業務及び屋内業務

熱中症による労働災害は年々増加しています。昨年は、当署管内で死亡災害も発生しています。死亡災害事例をみると、熱中症は、症状発症から意識障害等の重症化、重症症状から心肺停止までが早く、朝、普通に出勤した作業員がその日の夕方には死亡するという怖い疾病です。

熱中症が疑われたときは一人きりにすることなく病院へ連れていく。意識障害が疑われたときは躊躇することなく救急要請するなどの適切な措置をとりましょう。

右記の⑫「STOP! 熱中症」に取り組みましょう。

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年6月末現在)

宇都宮労働基準監督署

	令和5年		令和6年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全産業計 (コロナ込み)	275	2	331	1	56	-1	20.4	
全産業計 (コロナ抜き)	239	2	274	1	35	-1	14.6	100.0
製造業計	48		56		8		16.7	20.4
食料品製造業	25		23		-2		-8.0	8.4
繊維製品製造業	1				-1		-100.0	
木材木製品・家具装備品製造業	2		3		1		50.0	1.1
化学工業	2		6		4		200.0	2.2
窯業土石製品製造業							±0	
金属製品製造業	5		9		4		80.0	3.3
一般機械器具製造業	4		3		-1		-25.0	1.1
電気機械器具製造業	1		2		1		100.0	0.7
輸送用機械器具製造業	2		2				±0	0.7
上記以外の製造業	5		8		3		60.0	2.9
土石採取業・鉱業							±0	
建設業計	27		36		9		33.3	13.1
土木工事業	5		9		4		80.0	3.3
建築工事業	12		17		5		41.7	6.2
うち木造建築工事関連事業	1		1				±0	0.4
その他の建設業	10		10				±0	3.6
鉄道・道路旅客運送業	2		1		-1		-50.0	0.4
道路貨物運送業・陸上貨物取扱業	27	1	36	1	9		33.3	13.1
林業	4		2		-2		-50.0	0.7
農業・畜産業・水産業	2		1		-1		-50.0	0.4
第三次産業計	129	1	142		13	-1	10.1	51.8
小売業	32		39		7		21.9	14.2
社会福祉施設	17		23		6		35.3	8.4
飲食店	10		17		7		70.0	6.2

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上労働災害件数を集計したもの。
2.死亡件数は内数である。

令和6年 第三次産業の労働災害発生状況

(令和6年6月末現在)

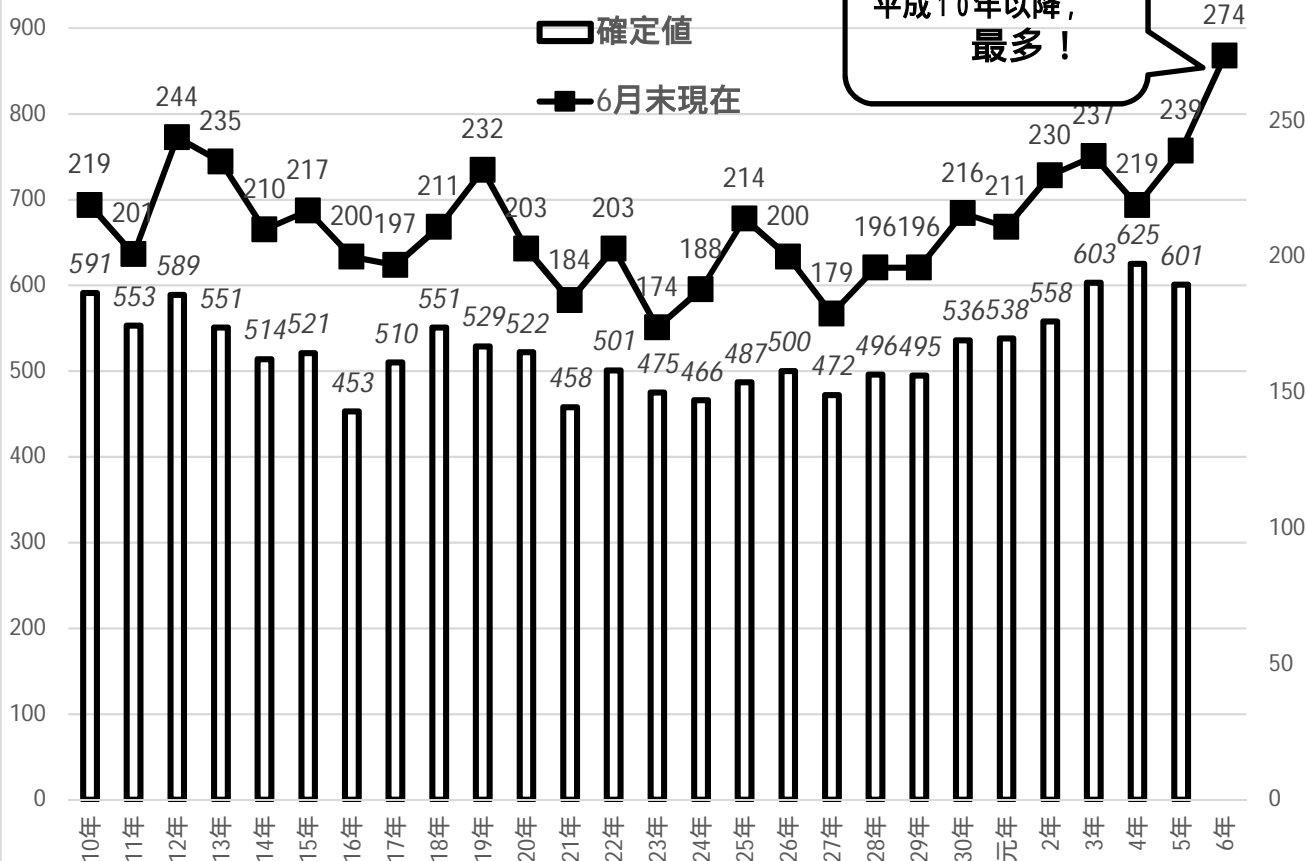
宇都宮労働基準監督署

	令和5年		令和6年		増減数		増減率	構成比
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
商 業	42		50		8		19.0%	35.2%
各種商品小売	11		1		-10		-90.9%	0.7%
新聞販売	4		9		5		125.0%	6.3%
金 融 広 告 業	4		2		-2		-50.0%	1.4%
金 融 業	3		2		-1		-33.3%	1.4%
広告・あっせん	1				-1		-100.0%	0%
映 画 演 劇 業							±0	0%
通 信 業	7		3		-4		-57.1%	2.1%
教 育 研 究 業	1		5		4		400.0%	3.5%
保 健 衛 生 業	24	1	27		3	-1	12.5%	19.0%
医 療 保 健 業	6	1	4		-2	-1	-33.3%	2.8%
社 会 福 祉 施 設	17		23		6		35.3%	16.2%
接 客 娯 楽 業	19		27		8		42.1%	19.0%
ゴ ル フ 場	4		1		-3		-75.0%	0.7%
旅 館 業	4		5		1		25.0%	3.5%
清 掃 ・ と 畜 業	13		12		-1		-7.7%	8.5%
ビ ル 清 掃	9		9				±0	6.3%
そ の 他 の 事 業	19		16		-3		-15.8%	11.3%
警 備 業	7		7				±0	4.9%
合 計	129	1	142		13	-1	10.1%	100.0%

(注) 1. 休業4日以上労働者死傷病報告による労働災害集計分

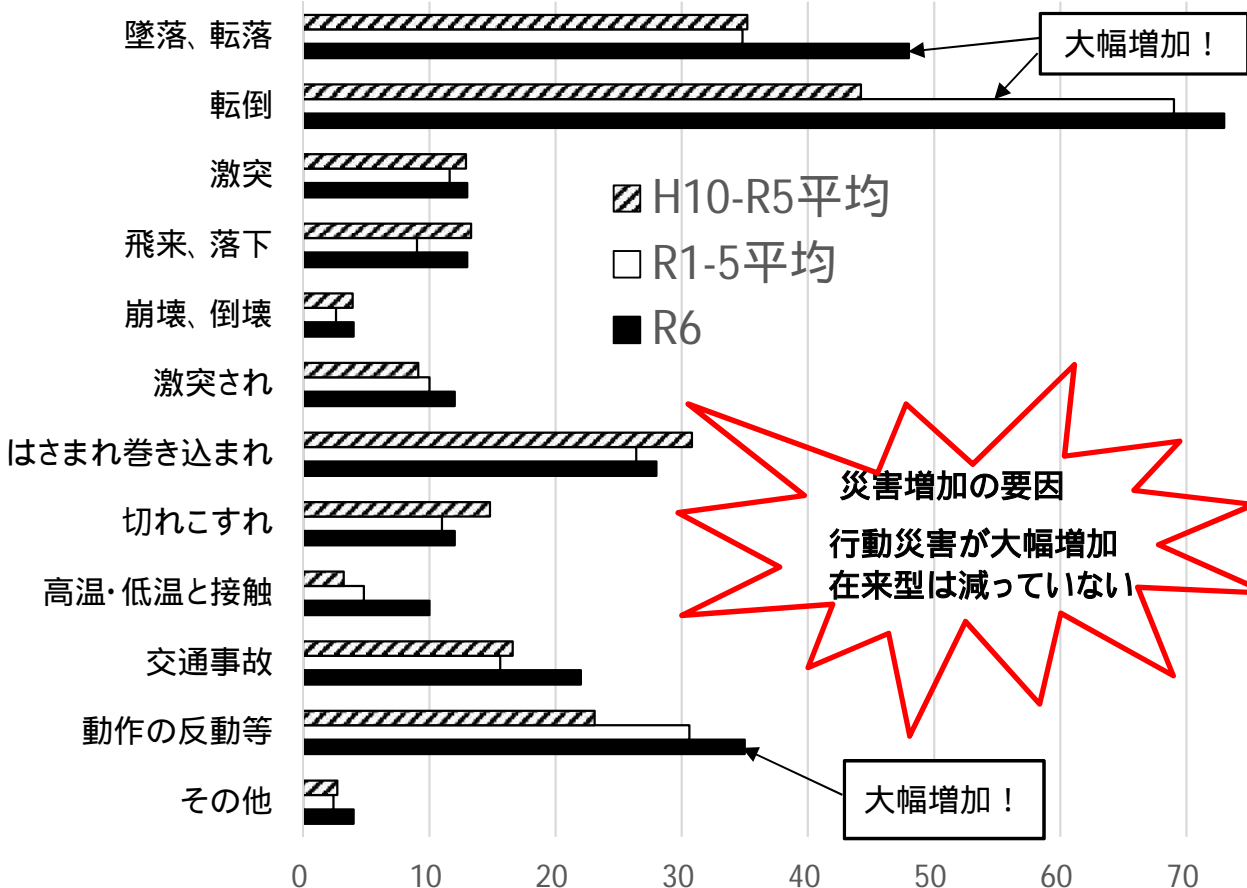
2. 死亡者数は内数

宇都宮労働基準監督署 労働災害の推移



大幅増加し
平成10年以降,
最多!

事故の型別労働災害発生状況 (6月末の比較)

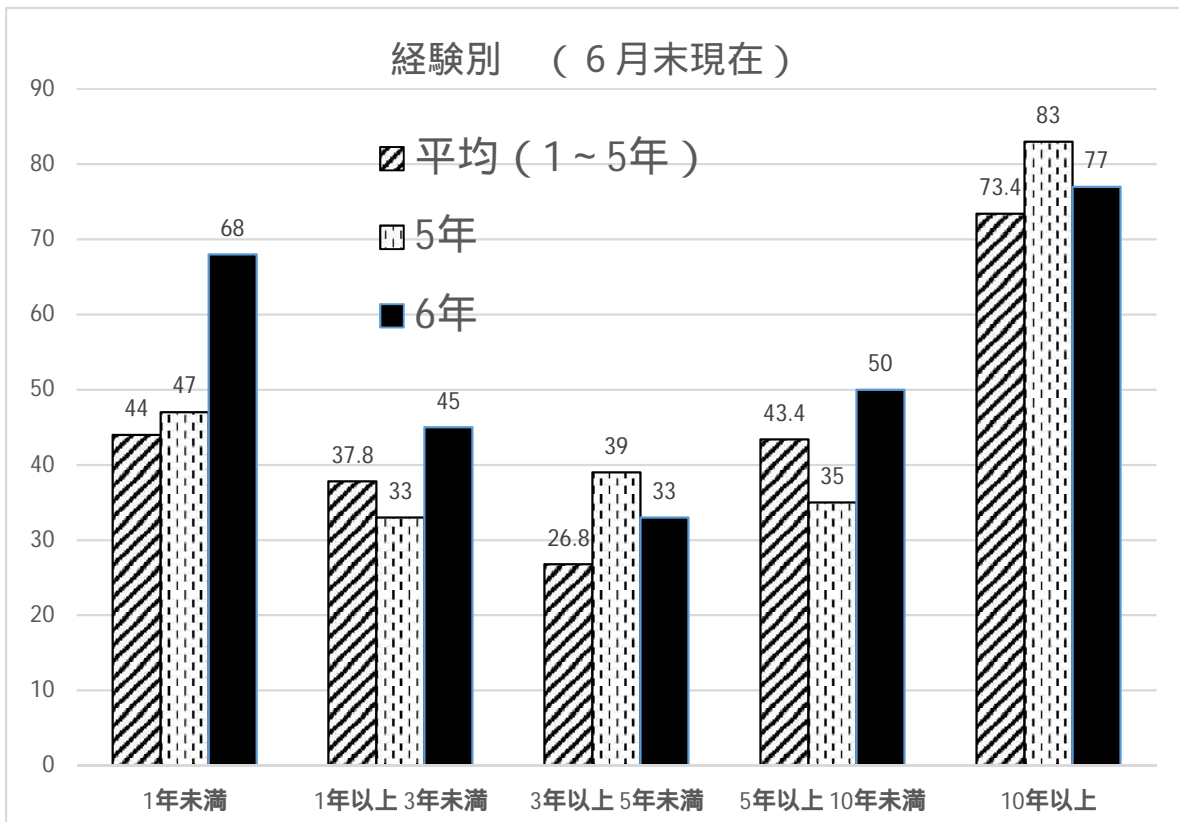
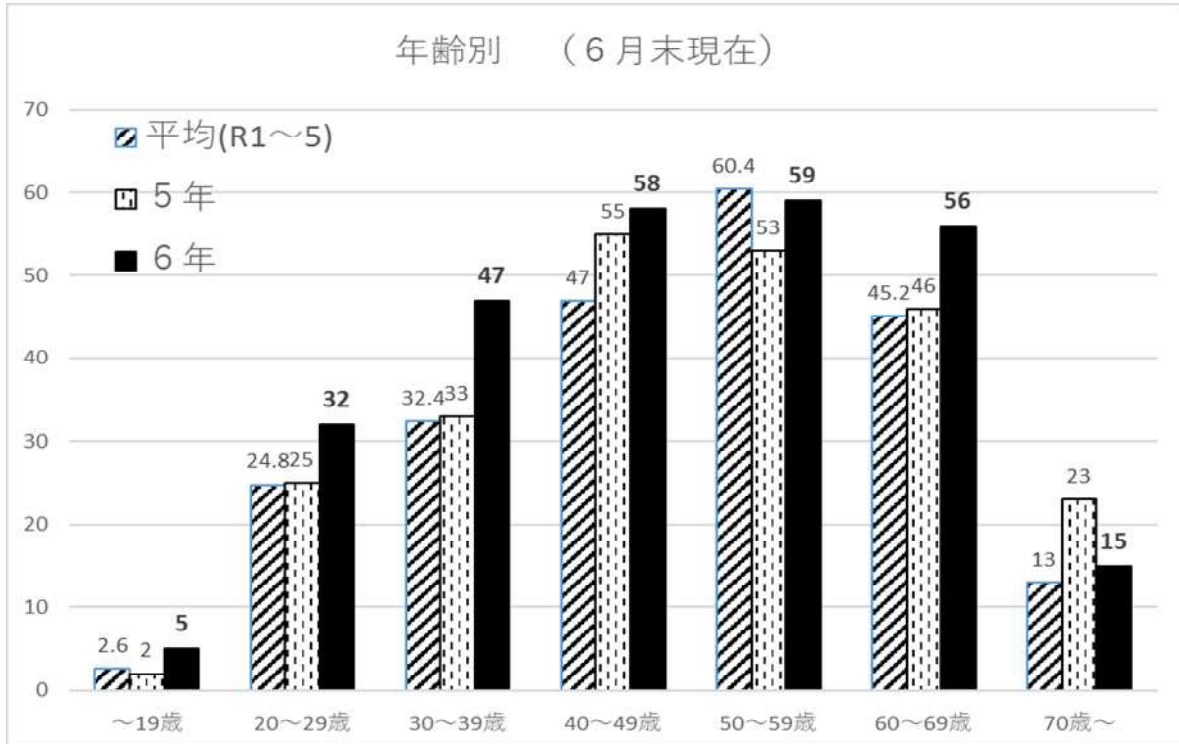


大幅増加!

災害増加の要因
行動災害が大幅増加
在来型は減っていない

大幅増加!

宇都宮労働基準監督署 令和6年6月末 災害の分析



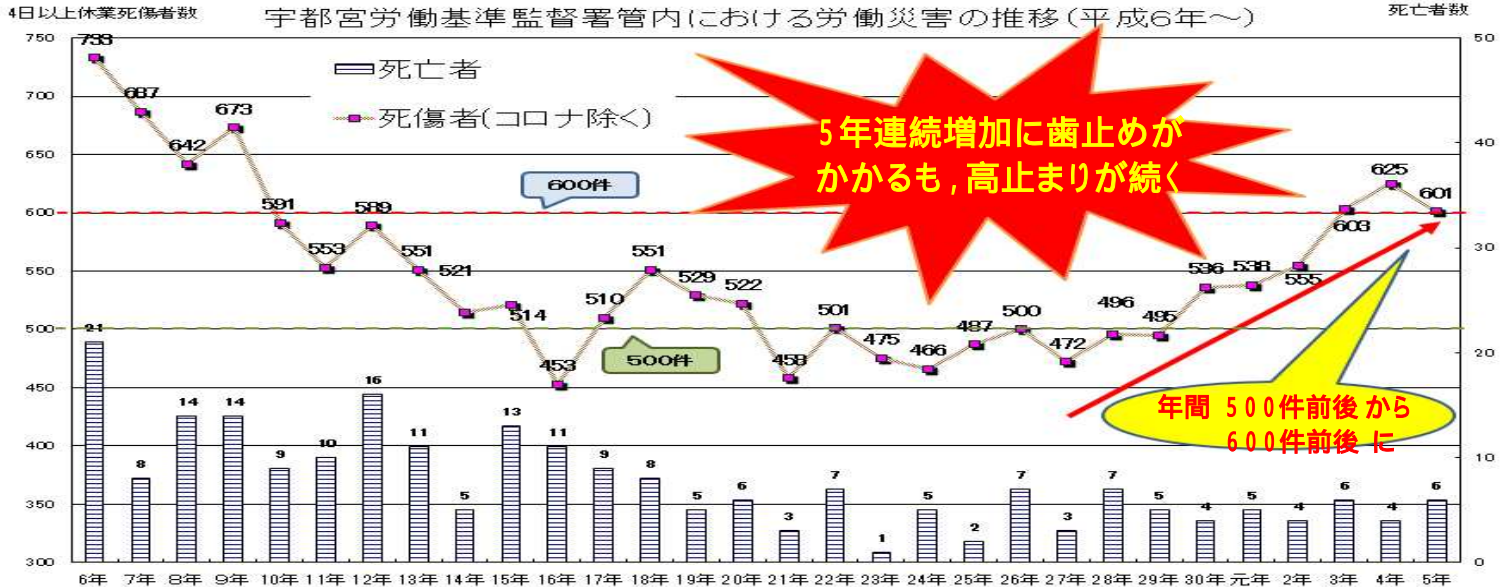
STOP! 労働災害 2024

実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日



1 運動目標

- (1) 死亡災害を撲滅させる
- (2) 労働災害(休業4日以上でコロナ除く。)を600件未満に減少させる



2 目標達成に向けた「課題」と「取組事項」

(1) 行動災害の防止対策

- 転倒災害 ➡ 転倒災害防止に向けたハード、ソフト両面からの対策, [ころばNiceとちぎ]の推進
- 腰痛災害 ➡ 腰痛対策ガイドラインの推進, 介護職員の身体負担軽減のためノーリフトケアの導入等
- 不安全行動防止 ➡ 労働者に対する安全衛生教育の実施, [Aない声掛け運動!]の推進

(2) 高齢労働者の災害防止対策

- ➡ エイジフレンドリーガイドラインに基づく安全衛生確保の取組

(3) 業種別の多発災害に対する重点取組事項

A. 在来型災害の防止に向けた対策の徹底

- 製造業 ➡ 機械による挟まれ巻き込まれ防止対策
- 【重点業種】** 食料品製造業 ➡ **【食料品製造業 安全強化プロジェクト】への参加 ➡**
- 建設業 ➡ 建設三大災害(墜落, 倒壊, 重機災害)に関するリスクアセスメントの実施
- 運送業 ➡ 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置
- 運送業以外 ➡ 自社構内で行われる運送業社の災害防止への協力
- 第三次産業 ➡ 労働者に対する(特に正社員以外)安全衛生教育の確実な実施



B. 雇入れ時教育の充実・徹底, 経験年数に合わせた再教育の実施及び充実

C. 外国人労働者に対し母国語に翻訳された教材を用いるなどわかりやすい方法による教育の実施

(4) 自発的な活動の推進

- ➡ A. トップの決意表明
- ➡ B. 年間安全衛生計画の作成
- ➡ C. 労働者参加型の活動の実施(危険予知活動, ヒヤリハット活動, リスクアセスメント等)
- ➡ D. 「SEFEコンソーシアム」の表彰制度等の活用・取組及び参加



宇都宮労働基準監督署のホームページで特設ページを開設中！
各対策が掲載されています。「宇都宮労働基準監督署からのお知らせ」で検索！